中小企業庁認定「官公需適格組合」
静岡県知事設立認可「県知事地第１－５号」

静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合だより

第61号(秋号)
発　行：令和８年10月 吉 日
住　所：静岡市駿河区南町５番３号
ＴＥＬ：054-287-5091
ＦＡＸ：054-287-5092
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：info@syob-k.com
HPｱﾄﾞﾚｽ：https://syob-k.com/

私たちは、**法令遵守を行動指針**とし、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて、**地域社会の安全･安心の確保と地域産業の活性化に貢献**しています。

消防法に基づく「消防用設備等点検報告」業務は、消防設備士及び消防設備点検資格者のみが実施できる専門性の高い業務です。近年、建物の消防設備は高度化･複雑化しており、これらを一括して適正に点検するためには、「**多数の点検資格者を現場配置できる業務体制」が必要不可欠**です。

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、県内で唯一、消防法に基づき**各種資格者を多数雇用**し、現場毎に有資格者を配置できる体制を整え、さらに、点検に必須となる各種試験器具等を完備し、法令に即した**適正点検を確実に実施できる県内唯一無二の協同組合**です。

＜組合員　63社、常用技術従業員　509人＞　※令和８年４月末現在
（内訳:消防設備士449人、消防設備点検資格者297人、電気工事士246人、防火設備検査員84人）

1　学校の防火･防災対策の支援　　～学校火災を受けた国の通知と組合の役割～

(1)東京都北区小学校火災の概要と国の緊急通知

令和８年６月19日、東京都北区の小学校で火災が発生し、児童･教職員が負傷する重大事故となりました。火災は校舎内の一室から発生し、煙の充満による避難の遅れが被害拡大につながったとされています。

この事故を受け、文部科学省･消防庁･国土交通省の3省庁から全国の学校に対し、防火･防災対策の徹底について緊急通知が出されました。

（文部科学省:https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00060.htm）

通知の要点は次の3点です。

･施設･設備の点検の徹底

消防法･建築基準法･学校保健安全法に基づき、定期的な安全点検を確実に実施し、不備は速やかに改修する。

･防火管理の徹底、避難訓練等の実効性の確保

消防計画や危機管理マニュアルに基づき、教職員を含めた実践的な避難訓練を定期的に行う。

･火災事故発生時の初動体制の明確化と共有

火災事故が発生した際には、危機管理マニュアルに基づき初動対応を明確化し、職員間で共有して迅速に行動できる体制を整える。

(2)組合員が学校点検で特に注意すべきポイント

今回の国の通知では、学校の消防用設備等保守点検の質の向上が強く求められています。

組合員の皆様には、特に次の4点を意識して点検をお願いします。

①点検の確実な実施と不備の明確な報告

学校側は消防設備の専門知識が乏しい場合が多く、「どこが不備なのか」「どの程度危険なのか」「いつまでに改善すべきか」を分かりやすく伝えることが重要です。

報告書の記載だけでなく、必要に応じて口頭説明も行い、ポンプなどの重要施設の不備については至急の予算確保と改善が図られるよう、報告を徹底してください。

②防火シャッター・防火扉の安全確認（閉鎖時の危害防止）

学校では児童が近くにいるため、誤作動や閉鎖時の事故が起こりやすい設備です。閉鎖速度・障害物の有無・安全装置の作動を丁寧に確認し、危険がある場合は必ず学校側へ報告をお願いします。

③避難器具（救助袋・緩降機等）の点検と使用方法の説明

学校では避難器具を実際に使う機会がほとんどありません。点検時に、「どのように使うか」「誰が操作するか」「どの位置で展張するか」など、可能な範囲で説明し、学校の防火管理体制の強化に協力してください。

④危険箇所の積極的な指摘と臨時点検への柔軟な対応

点検項目に含まれない内容でも、可燃物の放置・避難経路の塞ぎ・電気配線の劣化など危険を見つけた場合は積極的に学校へ伝えてください。

今回の東京都の火災を受け、臨時点検の依頼が増える可能性がありますので、できる限り柔軟な対応をお願いします。

(3)県消防学校での避難器具講習



当組合は、平成 28 年度から 10 年連続で県消防学校の依頼に基づき、講師派遣をしています。

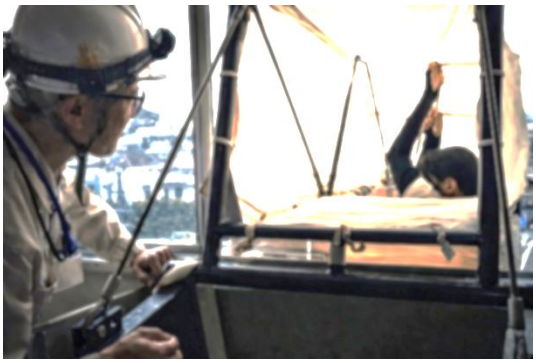
令和7年度も、県内消防士 46 名を対象に、避難器具（緩降機・垂直式・斜降式）の講師として、器具の安全な操作方法と降下体験を行いました。

消防士からは「学校の避難訓練で活かしたい」「設備士の知見が重要」との声が寄せられました。

（詳細は組合だより 59 号に掲載）

(4)小学校の救助袋を使用した避難訓練

こうした国の動きを受け、浜松市教育委員会から要請を受け、令和 8 年 7 月 16 日、浜松市立佐鳴台小学校にて、当組合員である㈱日本防火研究所、中部防災工業㈱、セルコ㈱の三社が協力し、救助袋の取扱いと避難訓練を実施しました。訓練では、救助袋の手順と使用方法を説明し、その後一部教職員による降下訓練を行いました。



この模様は各報道機関も駆けつけ、当日の夕方のニュースや翌日の朝刊に掲載されました。その他、県内各教育施設でも学校側の要請に基づき、組合員が学校関係者に救助袋などを使用した避難訓練を支援しています。

(5)組合の役割

今回の学校火災と国の通知を受け、当組合の社会的使命は一層重要になっています。

- 県内唯一、資格者を多数配置できる協同組合として、学校の安全確保に直結する点検体制を提供
- 防火シャッター・避難器具等、学校現場で事故につながりやすい設備の専門的点検を確実に実施
- 消防学校との連携により、消防士の避難器具操作技術の向上にも寄与
- 学校側の不安に寄り添い、改善策を共に考える点検組織として、信頼を獲得
- 児童生徒の命を守るため、法令遵守・適正点検を徹底し、地域の防災力向上に貢献

組合の点検業務は、<u>単なる設備確認ではなく、「子どもたちの命を守る最後の砦」としての責任を担っています</u>。

2　「点検料金積算基準」の改定に向けた検討会の開催

「点検料金積算基準」の改訂に向けた第１回検討会を令和８年７月31日、第２回検討会を９月11日に組合事務所において開催しました。

理事会で選定された７名の委員が出席し、藤田委員長のもと検討を進めています。

＜改定が必要となった背景＞

•消防法令の改正（常閉式防火扉検査の追加　等）

•点検単価、一般管理費の上昇

•現行基準との乖離

委員からは「物価•人件費の高騰で現場負担が増えている」「追加すべき項目がある」などの意見が寄せられ、改定の必要性が共有されました。

＜改定の意図と位置づけ＞

点検料金積算基準は、官公需適格組合としての責任を果たすための統一的な根拠資料であり、共同受注の円滑化、点検の質の確保、発注者への信頼性向上に不可欠です。

今回の改定は、組合としての統一的な考え方を整理し、県内の消防用設備等保守点検業務の適正化に寄与するための重要な取り組みです。

＜書式の統一＞

今回の改定では、冊子の書式を統一し、紙面構成を一新することも確認されました。

これにより、

•文書管理の一貫性向上

•現場での使いやすさの改善

•将来の改訂作業の効率化

が期待されます。



今回の検討会を通じて、組合としての統一的な基準を再整理し、県内の消防用設備等保守点検業務の適正化と品質向上に引き続き貢献していきます。

3　官公需適格組合に求められる共同受注検査（前期•書類）

組合では、毎年、官公需受注規約（組合例規）に基づき共同受注検査を「前期•書類検査」と「後期•現場検査」の２回に分けて実施しています。

この検査は、当組合が独自に実施するもので、官公需適格組合の認定条件にもなっており、質の高い保守点検業務を保証するものです。

前期検査は、毎年、秋に行われ、浜松地区の９か所は10月９日（金）に、静岡地区の10か所は10月7日（水）と19日（月）に実施します。

検査員６名は２名１班の３班体制で、幹事会社の担当者から持ち込まれた書類を入念にチェックします。

特に、浜松地区は検査員と幹事会社の担当者が一堂に会することから、書類作成上の疑問や課題を会議出席者で共有する場にもなっています。



（浜松地区　昨年度）



（静岡地区　昨年度）

4　モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池の火災の現状と対策

(1)　リチウムイオン電池等の火災の現状

消防庁の最新調査(令和 7 年)によると、リチウムイオン電池を原因とする火災は全国で 1,297 件発生し、令和 4 年の 601件から 2 倍以上に増加しています。特にモバイルバッテリーによる出火は　482 件(前年比約 7 割増) と突出しており、スマートフォン、電動工具、携帯端末など日常的に使用する機器での火災が多く発生しています。
(出典:消防庁「リチウムイオン蓄電池の火災に係る情報」)

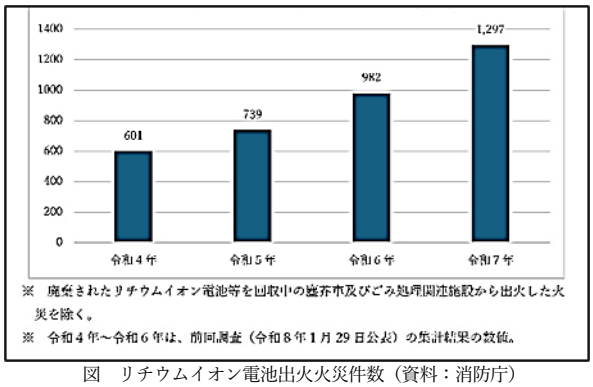


図　リチウムイオン電池出火火災件数（資料：消防庁）

(2)　リチウムイオン電池の火災の特性

リチウムイオン電池の火災は、一般の火災とは性質が大きく異なります。内部で起こる「熱暴走」と呼ばれる化学反応が原因で、短時間で高温に達し、爆発的に燃え上がることがあります。

＜熱暴走の仕組み＞

段　　階	状　　況
発　　火	過熱・損傷・過充電により内部温度が急上昇し、電解液が発火
延　　焼	電池内部で酸素が生成されるため、外部から酸素を遮断しても反応が継続
連鎖的拡大	発火したセルが隣接セルを過熱し、パック全体へ延焼
再 発 火	外側の炎を消しても内部反応が続き、再度発火することがある

このため、リチウムイオン電池は、**爆発的に燃え上がる・短時間で高温に達する・再発火しやすい**という特徴があります。

(3)　消火方法の評価(消防庁資料の内容を基に整理)

リチウムイオン電池の火災の消火方法は、通常の消火では消すことはできません。

消火方法類	評価	理由
水	△	表面冷却は可能だが内部反応が止まりにくく再発火の恐れ
粉末消火器	×	火炎飛散の危険があり、内部の熱暴走は止められない
CO_2・ガス系	×	酸素遮断型だが、電池内部で酸素が生成されるため効果が限定的
強化液消火器	△	表面被覆は可能だが深部の熱源まで届きにくい
エアゾール式簡易消火具	◎	微細粒子が内部まで浸透し熱源を直接冷却、再発火抑制が期待される（消防庁資料に基づく評価）

(4)　研修会の開催

当組合では、リチウムイオンバッテリーの研修会を開催します。

①開催日:令和8年 11 月 6 日(金)午後4時 00 分から 5 時 30 分まで　約 90 分

②開催場所　静岡駅パルシェ 7 階　カンファレンスルーム　7I

③講師:日本防災技術㈱　賛助会員

④参加者:組合員、賛助会員、関係行政機関担当者等　約 30 人程度

⑤内容: •リチウムイオンバッテリー火災の発生状況(全国•静岡県)
- •発火メカニズム(熱暴走、外部損傷 等)
- •最近の重大事故例と教訓
- •消防設備点検における注意点　等

⑥参加費は無料で先着順となっています。定員に達し次第締め切らせていただきます。
希望者は事務局までご連絡ください。

◆◇◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◇◆

～　建設業許可について(3)　～



顧問弁護士　吉川 友朗
森下公園前法律事務所
静岡市駿河区稲川２－６－５
電話 054-204-3521
ＦＡＸ 054-204-3522

前回に引き続き、建設業許可についてのお話をして行きます。

前回お話したとおり、許可要件は、①経営業務の管理責任者の設置、②営業所の専任技術者の配置、③誠実性の確保、④財産的基礎または金銭的信用、⑤適正な社会保険への加入、⑥欠格要件に該当しないこととなりますが、今回は要件の②について見ていきたいと思います。

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的な知識が必要です。見積、入札、請負契約締結等建設業に関する営業は各営業所で行われることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有する営業技術者等を専任で設置することが必要です。

ここでいう営業技術者等は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、建設業の種類によって、それぞれ必要な資格が異なります。また、営業技術者等は、営業所ごとに専任の者として設置することとされていますので、当該営業所に常駐していることが必要です。なお、経営業務の管理責任者と同様、営業技術者等の設置も許可要件用件の一つであるため、許可を取得した後に当該営業技術者等が不在となった場合は許可の取消の対象となります。

一般建設業の許可を受けようとする場合には、以下の要件を満たすことが必要です。

ア　指定学科修了者で高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務経験を有する者。許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、高卒後5年以上若しくは大卒後3年以上の実務経験を有し、かつ、在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科(指定学科)を修めている者。

イ　指定学科修了者で専門学校卒後5年以上の実務経験を有する者又は専門学校卒後3年以上の実務経験を有する者で専門士若しくは高度専門士を称する者。許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、専門学校卒後5年以上の実務経験を有し、かつ、在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科を修めている者。許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、専門学校卒後3年以上の実務経験を有し、かつ、在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに指定された学科を修めている者。なお、専門士とは、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条、高度専門士は、同告示第3条に規定のものを言います。また、指定学科はとは、建設業法施行規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているものです。

ウ　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上の実務経験を有する者。

エ　国家資格者であること(甲種消防設備士・乙種消防設備士)

オ　複数業種に係る実務経験を有する者　　以上

5　熊本地震に対しての義援金

(1)　義援金拠出の目的

令和 8 年 7月 28 日に発生した熊本地震により、被災地域では住宅・公共施設・インフラ等に甚大な被害が生じた。当組合としても、被災地の早期復旧と被災された方々の生活再建を支援するために実施しました。

(2)　寄付先等

令和 8 年 8 月 19 日に公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団に対して、寄付金 10 万円を拠出しました。

＜組合員名簿＞　６３　（地区別五十音順）

会社名	代表者	住　所	電　話
広伸防災㈱本社	飯塚史洋	富士市川成島	0545-63-2178
沼津支店	鈴木広昭	沼津市沼北町	055-923-3363
鈴与技研㈱東部支店	髙田靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481
ニッセー防災㈱	土谷直人	裾野市佐野	055-992-5213
㈱アオイテレテック	佐野靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256
㈱SG 防災テクノサービス	杉村友也	藤枝市田沼	054-637-1260
㈱共同設備	遠藤英人	静岡市葵区	054-265-9255
近藤設備	近藤晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690
消防機材山治（株）	福井隆幸	静岡市葵区	054-248-0119
鈴与技研㈱本社	杉山和幸	静岡市駿河区	054-281-3311
関防災設備	関貴之進	静岡市清水区	054-351-1557
㈱セキュア	石神利明	島田市金谷	0547-47-3100
セルコ㈱静岡支店	橋詰　歩	静岡市駿河区	054-288-2210
セルコ産業㈱	西川　亮	静岡市駿河区	054-260-6009
太平エフ・イー・システム㈱	平野和真	静岡市駿河区	054-257-6855
㈱タピア	湊　宏治	静岡市葵区	054-248-6466
日興電気通信㈱静岡営業所	宮川宗明	静岡市駿河区	054-266-6762
㈱日本防災システム	大島至了	島田市中河町	0547-35-2001
花村消防設備	花村英樹	静岡市葵区	054-277-3194
㈱ピーティーエス	坪井政春	静岡市清水区	054-388-9989
㈱富士消防機商会	荒瀬敏弘	静岡市清水区	054-366-7034
㈱プラステクト	鈴木　努	静岡市葵区	054-204-1882
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤　学	静岡市清水区	080-4939-0093
宮﨑設備	宮﨑誠二	静岡市葵区	090-6616-4448
宮澤電池産業㈱	宮澤　学	静岡市葵区	054-247-1211
明幸電業	鈴木秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878
E.BOSAI	太田悦由	浜松市浜名区	090-1563-5019
㈲石垣防災	石垣益年	浜松市浜名区	053-587-5699
㈲エイト・エス・イー・エム	町田和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407
㈲遠州消防設備	神谷知宏	磐田市天龍	0538-34-6574
太田防災	太田済広	浜松市天竜区	053-925-2814
木下電気㈱	木下哲志	浜松市浜名区	053-582-3930
北沢防災設備㈲	北澤浩之	浜松市浜名区	053-586-4100
㈱北島電設	北島　実	浜松市中央区	053-433-5303
㈱久嶋防災	久嶋宏之	浜松市中央区	080-2662-3019
サイトウ防災	齋藤　至	浜松市中央区	053-474-3837

会社名	代表者	住　所	電　話
三興電機㈱	村串守啓	浜松市中央区	053-436-5111
Shuntec	寺田　駿	浜松市浜名区	080-5724-2886
㈲季高防災メンテナンス	季高典裕	浜松市中央区	053-435-4308
鈴木消防設備	鈴木政則	浜松市中央区	090-5118-8048
㈱鈴木防災	鈴木啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
鈴木防災	鈴木芳武	浜松市中央区	053-465-6334
鈴与技研㈱西部営業所	川村孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
西遠消防機具㈱	松井清海	浜松市浜名区	053-586-4456
セルコ㈱本社	西川　亮	浜松市中央区	053-463-1341
掛川営業所	高畠俊太郎	掛川市掛川	0537-22-0119
磐田営業所	鈴木睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
湖西営業所	古橋佳彦	湖西市吉美	053-575-3119
相互電池産業㈱浜松事務所	石原忠勝	浜松市中央区	053-424-7552
㈱タキボウ	瀧　雅也	浜松市中央区	053-523-7500
㈱タナカ総合	田中誠次	浜松市中央区	053-543-9723
タロデンキ	萩内翔太郎	浜松市中央区	080-9725-2023
中部防災工業㈱	松坂直和	浜松市中央区	053-438-3081
㈱TF サポーターズ	古楯有一朗	浜松市中央区	053-476-0489
電通システム㈱	木下敏彦	浜松市中央区	053-441-3911
東海消防技研㈱	佐藤　誠	浜松市中央区	053-463-5601
東海防災㈱	大村　誉	浜松市中央区	053-474-2627
㈲豊田消防設備	金原克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
日興電気通信㈱本社	堀部成信	浜松市中央区	053-439-1125
ニッコウプロセス㈱	加藤裕介	浜松市中央区	053-439-1122
㈱日本防火研究所	市川智也	浜松市中央区	053-461-1373
㈲袴田防災設備	竹内宏行	浜松市浜名区	053-587-1373
浜松総合防災設備㈱	澤木典子	浜松市中央区	053-465-4664
㈲富士電機浜松	小池浩司	浜松市中央区	053-464-1183
(同)藤屋設備	近藤奈央	浜松市浜名区	053-542-0084
防災設備社㈱	金野　均	浜松市中央区	053-423-0119
㈲北部防災工業	鈴木康之	磐田市大久保	0538-38-1742
宮下防災	宮下　光	袋井市鷲巣	080-5100-3088
みゆき防災	野末　悠	浜松市中央区	090-5454-2003
ムラツー	村松哲也	浜松市中央区	053-437-6711
ライト・アーマー	中村文彦	浜松市中央区	080-5130-1996

＜賛助会員名簿＞　６　（五十音順）

会社名	代表者	住　所	電　話
三和シヤッター工業㈱浜松ﾒﾝﾃﾅﾝｽｾﾝﾀｰ	宮井孝朗	浜松市中央区	053-422-7505
TOA㈱静岡営業所	中矢直樹	静岡市葵区	054-251-5350
日本防炎技術㈱静岡支店	前田陽亮	袋井市春岡	0538-84-6363
能美防災㈱静岡支社	遠藤英人	静岡市葵区	054-340-0013
ﾊﾟﾅｿﾆｯｸｴﾚｸﾄﾘｯｸﾜｰｸｽ㈱静岡電材 (営)	竹内宗蔵	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株)静岡支社	丸山清太郎	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部成信	日興電気通信株式会社
副理事長	西川　亮	セルコ株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	森下公園前法律事務所
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
監事	佐野靖浩	株式会社アオイテレテック
事務局長	伊藤　晃	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	